

○高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成18年3月15日教育委員会規則第6号

改正

平成30年3月30日教育委員会規則第1号

令和元年12月6日教育委員会規則第5号

令和8年1月30日教育委員会規則第1号

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5第1項の規定に基づく学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

**第2条** 高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、その所管する学校ごと(法第47条の5第1項ただし書に規定する場合にあつては、2以上の学校ごと)に協議会を置くように努めるものとする。

2 前項の規定による協議会の設置は、教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等(以下「保護者等」という。)の学校運営への参画並びに保護者等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び子どもたちの健全育成に取り組むという目的を達成するために行うものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、法第47条の5第2項第1号に規定する対象学校(以下「対象学校」という。)の校長の意見を聴くものとする。

4 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長に対し、その旨を通知するものとする。

(委員の構成等)

**第3条** 協議会の委員(以下「委員」という。)は、10名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員

その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

- (4) 学校関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

2 委員のうち、その一部については、公募をすることができる。

3 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

4 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

5 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職とする。

(委員の任期等)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。

2 任期途中の委員の交代等に伴う補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員の服務)

**第5条** 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) その職を退いた後も含めて職務上知り得た秘密を漏らすこと。

(2) 協議会及び対象学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。

(3) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員としてふさわしくない行為を行うこと。

(会長及び副会長)

**第6条** 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長となることができない。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第7条** 会長は、対象学校の校長と協議のうえ、協議会の会議を招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(基本的な方針の承認等)

**第8条** 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 教育目標に関すること。
- (2) 学校の経営計画に関すること。
- (3) 学校組織の編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) 学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、毎年度、法第47条の5第4項に規定する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得て、学校運営を行うものとする。

（意見の聴取）

**第9条** 協議会は、法第47条の5第6項又は第7項の規定に基づき教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

（協議会が意見を述べることができる事項）

**第10条** 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に関する事項を除く。）とする。

（意見等の把握及び情報の提供）

**第11条** 協議会は、児童、生徒及び保護者等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めるとともに、児童及び生徒については、必要に応じて、意見を聴くものとする。

2 協議会は、保護者等に対して、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

（教育委員会による指導及び助言等）

**第12条** 教育委員会は、協議会の運営に関し、必要に応じて、指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。

（委員の解任）

**第13条** 教育委員会は、辞任の申出があつた場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第5条の規定に違反したとき。
- (2) 病気等のためにその職務を遂行することができないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、解任に相当する事由が認められるとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

**第14条** この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成30年3月30日教育委員会規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に設置されている学校運営協議会は、この規則による改正後の高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条第1項及び第2項の規定に基づき設置されたものとみなす。

**附 則** (令和元年12月6日教育委員会規則第5号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則** (令和8年1月30日教育委員会規則第1号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。